

横浜市民間資金等活用事業審査委員会運営要綱

制 定 平成24年4月1日 政 共第515号 (局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成23年12月横浜市条例第49号。）第4条の規定に基づき、横浜市民間資金等活用事業審査委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）及び同法に基づき内閣総理大臣が定める基本方針の定めるところによる。

(担当事務)

第3条 横浜市附属機関設置条例第2条第2項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 民間事業者の選定方法に関する検討をすること。
- (2) PFI法第5条に規定する実施方針の検討をすること。
- (3) PFI法第6条に規定する特定事業の選定の検討をすること。
- (4) 落札者決定基準（審査基準）の検討をすること。
- (5) 民間事業者の募集要項の検討をすること。
- (6) 民間事業者による提案書等の審査及び優秀提案者の選定をすること。
- (7) 契約締結後の特定事業の進捗状況等を確認すること。
- (8) その他特定事業の実施に関し必要な事項についての調査審議に関すること。

2 民間事業者の選定を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札により行う場合、委員会の会議は、学識経験者の意見聴取手続を兼ねるものとする。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる事項に関する専門知識を有する者のうちから市長が任命する。

- (1) PFI事業
- (2) 金融、財務、会計
- (3) 行財政一般
- (4) 法務
- (5) その他特定事業の実施に関し必要な事項

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の代理は、認めないものとする。

(臨時委員)

第5条 個々の特定事業に関する専門的な事項、契約締結後の特定事業の進捗状況等を調査審議させるため必要があるときは、委員会に、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 個々の特定事業に関する技術的な事項等について、学識経験を有する者

(2) 契約締結後の特定事業の進捗状況を調査審議するために必要な学識経験を有する者

(3) その他特定事業の実施に関し必要な事項についての調査審議に際し、臨時に求められる学識経験を有する者

3 臨時委員は、第1項の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されたものとする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長1人を置き、委員等の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が務める。

3 会議は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ)の過半数の出席がなければ、開催することができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(委員の責務)

第8条 委員及び臨時委員は、公平公正に調査審議を行わなければならない。

2 委員及び臨時委員は、特定事業に関する調査審議に関して、自己が従事する業務に直接間接を問わず利害関係を有する場合は、その議事に参加することはできない。

3 委員及び臨時委員は、委員会の会議等を通じて知り得た情報を公表してはならない。ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。

(会議の公開等)

第9条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、委員会の会議については、一般に公開とする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 会議における調査審議の経過及び結果は公表する。

(意見の聴取等)

第10条 委員長は、委員会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、政策局共創推進室共創推進課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 横浜市PFI事業審査委員会の設置及び運営に関する要綱（平成16年2月1日総公第154号）は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行後最初の委員会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。